

# 個人住民税の定額減税が始まります

一人あたり1万円の住民税を減税します

令和5年12月に「令和6年度税制改正大綱」が閣議決定され、急激な物価上昇による家計負担を軽減するため、個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

これにより、今年6月から納稅者本人と配偶者を含めた扶養親族を対象に、個人住民税を一人あたり1万円減額します。

▼対象: 次の全てに該当する人 $\circ$ 令和6年度分の市・県民税に係る合計所得金額が180.5万円以下 $\circ$ 給与収入のみの場合は200.0万円以下 $\circ$ 所得割が課税となっている住者を除く

▼減税額: 次の金額の合計額 $\circ$ 本人 $\parallel$ 1万円 $\circ$ 控除対象配偶者または扶養親族 $\parallel$ 1人につき1万円※国外居住者を除く

▼注意点:  $\circ$ 減税額が本人の所得割の額を超える場合、所得割の額が減税額となり、控除しきれなかった分は「調整給付」として給付予定 $\circ$ 令和6年度分は微取せず、減税後の税額を7月から来年5月までの11回に分けて微取します(表1参照)。減税の対象にならない人(均等割のみ)の額を超過する住民税から減税(本人分)が180.5万円を超える人は、例年通り6月分から微取します。

**特別微取(給与天引き)の場合**  
 今年6月分は微取せず、減税後の税額を7月から来年5月までの11回に分けて微取します(表1参照)。減税の対象にならない人(均等割のみ)の額を超過する住民税から減税(本人分)が180.5万円を超える人は、例年通り6月分から微取します。

**特別微取(年金天引き)の場合**  
 今年10月以後に支払われる年金から天引きされる住民税から減税します(表2参照)。控除しきれない場合は、12月分以降から順次減税します。

**徴収方法に応じて減税します**

6年度の合計所得額が100.0万円を超える人の同一生計配偶者分は、令和7年度分の所得割から減税(本人分)する。 $\circ$ 納稅の控除上限額は、定額減税前の所得割額で算出 $\circ$ 定額減税は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から実施

本年度の個人住民税が対象です

参考。控除しきれない場合は、第2期分から減税し、さらに減税しきれない場合は、10月以降に支払われる年金から微取される住民税額から順次減税します。

**普通徵収(納付書や口座振替)の場合**  
 定額減税前の年税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から減税します(表4参照)。控除

しれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次減税します。なお、納付方法が口座振替で全期前納の人たち、減税により第1期の支払額が0円となる人は、期別振替となります。

(☎ 39-1223)



## 接種の費用を助成します

### 生まれてくる赤ちゃんのための健康を守りましょう

生まれてくる赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、市では風しん抗体検査の費用を助成しています。

検査の結果、風しんを予防するための抗体値(免疫)が不十分と判断された人で、ワクチン接種を希望するには、接種費用の一部を助成します。

▼対象: 次のいずれかに該当する市民 $\circ$ 妊娠を希望・予定している18歳以上の女性 $\circ$ 妊娠を希望・予定している女性や妊娠中の女性の配偶者※事実婚も対象

▼費用: 無料

▼持ってくるもの: 健康保険証 $\circ$ 指定医療機関: 市のホームページで確認できます。必ず事前に医療機関に問い合わせた上で、避妊が必要受診してください。

▼注意点:  $\circ$ 妊娠中は接種不可 $\circ$ 妊娠の可能性のない月経中などに接種することを推奨 $\circ$ 接種後2か月間は風しん抗体検査の結果を確認できる書類

▼持ってくるもの: 健康保険証 $\circ$ 指定医療機関: 市のホームページで確認できます。必ず事前に医療機関に問い合わせた上で、避妊が必要受診してください。

▼定期接種の対象に該当する人 $\circ$ 過去に風しん抗体値(免疫)が32倍以上(HI法の場合、抗体値(免疫)EIA法の場合、EIA価8.0未満)と判断された人には、接種費用の一部を助成します。

▼費用: 250.0円

▼注意点:  $\circ$ 妊娠中は接種不可 $\circ$ 妊娠の可能性のない月経中などに接種することを推奨 $\circ$ 接種後2か月間は風しん抗体検査の結果を確認できる書類

▼持ってくるもの: 健康保険証 $\circ$ 定期接種の対象に該当する人 $\circ$ 過去に風しん抗体値(免疫)が32倍以上(HI法の場合、抗体値(免疫)EIA法の場合、EIA価8.0未満)と判断された人には、接種費用の一部を助成します。

▼定期接種の対象に該当しない人 $\circ$ 任意接種として接種できます。

▼接種回数: 1回

▼接種時に必要なもの: 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票(定期接種の対象の①に該当するのみに郵送)費用: 400.0円

▼接種期間: 対象①=満65歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前日まで

## 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用を助成します

### ワクチン接種で肺炎球菌による肺炎を予防しましょう

肺炎球菌は、免疫の働きが十分でない高齢者などに呼吸器感染症や中耳炎、髄膜炎などの病気を引き起こします。肺炎球菌による病気の予防には予防接種が有効です。

市では、高齢者を対象に肺炎球菌の予防接種にかかる費用の一部を助成しています。対象となる人で、予防接種を希望する人は、医師と十分に相談してから受けるようにします。

▼定期接種の対象に該当する人 $\circ$ 過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことなく、次のいずれかに該当する人①65歳である②満60歳から65歳未満で身体障害者手帳1級に該当し、心臓や腎臓、呼吸器の機能障がいがあるか、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がない

▼定期接種の対象に該当しない人 $\circ$ 任意接種として接種できます。

▼接種時: 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票(定期接種の対象の①に該当するのみに郵送)費用: 400.0円

▼接種期間: 対象①=満65歳の誕生日の前日から65歳の誕生日の前日まで

▼注意点:  $\circ$ 生活保護世帯の人は、市福祉事務所長発行の証明書を提示すると無料 $\circ$ 過去に接種を受けてから5年以上経過している人で、再度接種を希望する人は全額自己負担

●問い合わせ: 健康増進課(☎ 39-1245)

# 空き家に関する 補助金を交付します

**空き家は有効に利用しましょう**

**空き家等改修支援事業**

会津地域以外からの移住や地域活性化のために空き家などを利用する場合、改修費用の一部を補助します。

○対象：次のいずれかに該当する人

性化のため空き家などを利用する場合、改修費用の一部を補助します。

○空き家の所有者か相続人○空き家

を借用する人

▼対象家屋：次の全てを満たす市内にある空き家○同一敷地内での居住の実態がない○利害関係者の同意を得ている

▼補助金額：対象工事費の2分の1※上限額は70万円、新婚世帯と子育て世帯は100万円

▼注意点：○5年以上の定住か事業継続が必要○申請前に事前協議が必要○交付決定前に着手した工事は対象外○予算が上限に達したら終了

●空き家等解体撤去支援事業

老朽化した空き家を解体する場合、解体費用の一部を補助します。

▼対象：次のいずれかに該当する人

○空き家の所有者か相続人○申請者

得ている

●補助金額：対象工事費の5分の1※上限額は30万円、会津地域以外からの移住者で解体撤去後に新築する場合や、地域活性化のためになる取り組みを5年以上継続する場合は50万円

▼注意点：○申請前に事前協議が必要○交付決定前に着手した工事は対象外○予算が上限に達したら終了

●申込手数料

課（☎39・1227）

以外に所有者や相続人がいる場合、該当者全員から解体撤去の同意を得ている  
▼対象家屋：次の全てを満たす市内にある老朽化した空き家○市が定めた判定基準に該当する○同一敷地内の居住の実態がない○利害関係者の同意を得ている  
▼補助金額：対象工事費の5分の1※上限額は30万円、会津地域以外からの移住者で解体撤去後に新築する場合や、地域活性化のためになる取り組みを5年以上継続する場合は50万円

これまでの季節は、大雨が多くなります。災害時に被害を最小限に食い止めるには、日々の備えが大切です。

●普段から気象情報や市の防災情報を確認する●ハザードマップなどを見て、安全な避難場所と避難経路、危険な箇所を家族で確認する●非常用の飲料水や食料、懐中電灯などを用意する●強風で飛ばされそうなものは固定したり、室内に運び込んだりする

**土のうを配備しています**

浸水の恐れがある場合、土のうを積むと浸水を遮らせることができます。必要に応じてお持ちください。

●配備場所：市役所・栄町第一庁舎・栄町第二庁舎・中央公民館・神指分館・南公民館・一箕公民館・日新コミニティセンター・城西コミュニティセンター・上下水道局・北会津支所・河東支所

39・1227、会津若松消防署（☎25・1200）

**マイ・タイムラインを作成してみませんか**

# 風水害に備えましょう

**一人ひとりの備えが大切です**

これから季節は、大雨が多くなります。災害時に被害を最小限に食い止めるには、日々の備えが大切です。

●普段から気象情報や市の防災情報を確認する●ハザードマップなどを見て、安全な避難場所と避難経路、危険な箇所を家族で確認する●非常用の飲料水や食料、懐中電灯などを用意する●強風で飛ばされそうなものは固定したり、室内に運び込んだりする

●普段から気象情報や市の防災情報を確認する●ハザードマップなどを見て、安全な避難場所と避難経路、危険な箇所を家族で確認する●非常用の飲料水や食料、懐中電灯などを用意する●強風で飛ばされそうなものは固定したり、室内に運び込んだりする

39・1227、会津若松消防署（☎25・1200）

## 空き家に関する補助金を交付します

**空き家は有効に利用しましょう**

**空き家等改修支援事業**

会津地域以外からの移住や地域活性化のために空き家などを利用する場合、改修費用の一部を補助します。

○対象：次のいずれかに該当する人

性化のため空き家などを利用する場合、改修費用の一部を補助します。

○空き家の所有者か相続人○空き家

を借用する人

▼対象家屋：次の全てを満たす市内にある空き家○同一敷地内での居住の実態がない○利害関係者の同意を得ている

▼補助金額：対象工事費の2分の1※上限額は70万円、新婚世帯と子育て世帯は100万円

▼注意点：○5年以上の定住か事業継続が必要○申請前に事前協議が必要○交付決定前に着手した工事は対象外○予算が上限に達したら終了

●空き家等解体撤去支援事業

老朽化した空き家を解体する場合、解体費用の一部を補助します。

▼対象：次のいずれかに該当する人

○空き家の所有者か相続人○申請者

得ている

●補助金額：対象工事費の5分の1※上限額は30万円、会津地域以外からの移住者で解体撤去後に新築する場合や、地域活性化のためになる取り組みを5年以上継続する場合は50万円

▼注意点：○申請前に事前協議が必要○交付決定前に着手した工事は対象外○予算が上限に達したら終了

●申込手数料

課（☎39・1227）

## 子ども会の入会者を募集

**活動を通じて、自主性を高めませんか**

各地区子ども会では、小・中学生との保護者が会員となり、地域で季節の行事を楽しんだり、奉仕活動をしたりと、さまざまな活動をしています。また、年齢や学年の違う子どもたちが協力して活動することで、学校生活だけでは得られない貴重な体験ができたり、保護者同士の交流の場にもなったりしています。皆さんも子ども会に入会して、一緒に活動しませんか。

▼対象：市内の小学1年生～中学3年生

▼入会方法：各地区の子ども会に直接申し込み※連絡先が不明な場合はあいづっこ育成推進室に問い合わせてください

指導児講習会1期生の参加者を募集します

「自分に自信がついた」といった声があがっています。指導児講習会に参加して、地域での子ども会のリーダーを目指しませんか。

▼とき：6月9日(日)午前10時～午後3時

▼対象：勤労青少年ホーム

▼ところ：勤労青少年ホーム

▼費用：1,000円

▼申し込み方法：各地区的子ども会に直接申し込み

(☎39・1204)

## 鶴ヶ城ハーフマラソン大会の参加者を募集します

**申し込みが始まります**

今年は10月6日(日)に開催します

**ボランティアスタッフを募集します**

ボランティアスタッフを「観る」「支える」スタッフとして、ランナーと一緒に楽しみ、大会を支えてみませんか。

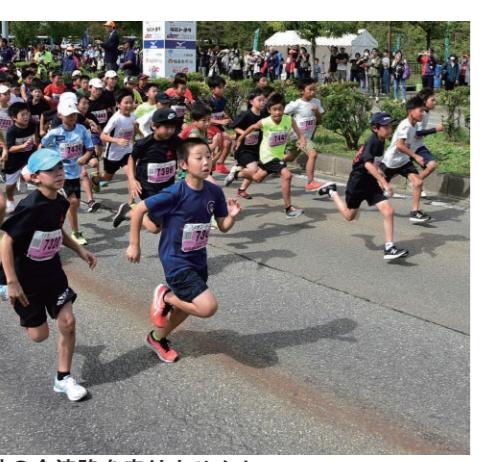
●ボランティア申し込み・問い合わせ：スポーツ推進課（☎39・1300）

●競技部門と参加料：○ハーフマラソン＝7000円○10km＝4500円○5km＝4000円○一般ペア＝6000円○親子ペア＝3500円○高校生＝1500円○小・中学生＝1000円

●参加賞：大会オリジナルTシャツ

●申し込み方法：大会公式ホームページ（<https://aizu-tsurugajo-marathon.jp/>）から専用ページにアクセスして申し込み

■申込期間：5月1日(水)～6月30日



秋の会津路を走りませんか



大会ホームページは  
こちらから

**福島県防災ポータルで災害に備えましょう**

最新の気象情報や道路規制情報、河川の水位情報のほか、避難情報などが地図上に分かりやすく表示されます。早めの避難に役立てましょう。

●問い合わせ…県災害対策課（☎024-521-7194）



県防災  
ポータル



県  
ポータル

